『新点数・介護報酬 Q&A レセプトの記載』 2024 年 6 月版 正誤及び追補

(2024.6.21 現在)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示する。但し、下線等の訂正については「訂正箇所」欄に注釈で示す。

※追補は■印を付した。

※最新の正誤は太枠で示している。

頁	訂正箇所	誤	正							
43	上から7行目	13. 問 11 のア及び イ に、・・・	13. 問 11 のア及び ウ に、・・・							
81	右段上から3行目	画像 共同	画診共同							
104	下から 12 行目 (問 13 の②の 回答)	② 常勤の医師の数及び非常勤の医師を常勤に換算した 医師の数の…。 (令和6年3月28日厚労省事務連絡・一部改変)	を常勤に換算した医師の数の…。 (令和6年3月28日厚労省事務連絡・一部改変) (令和6年5月1日厚労省訂正)							
106	上から 8 行目 (問 20 の回答)	20. 当該診療に要した時間に応じて、それぞれ以下のものから選択して記載する。 ・5 分以上 10 分未満… ・差し支えない。 (令和6年3月28日厚労省事務連絡・一部改変)	20. 当該診療に要した時間に応じて、それぞれ以下のものから選択して記載する。							
106	下から 12 行目 (問 21 の回答)	21. 時間の区分ごとの設定はなく、「診療に要した時間 (通院・在宅精神療法)」(852100008)を選択し、続け て問 20 で示された通りに入力する。	21. 時間の区分ごと の設定はなく、「診療に要した時間							
205	上段様式5の5の 2枚目の2)	2) 土日祝日リハビリテーション実施状況 ④ 当該病棟における平日における1日 単位/日 あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数 ⑤ 当該病棟における土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数 ⑥ ⑤/④ (8割以上)	2) 土日祝日リハビリテーション実施状況 ④ 当該病棟における平日における 1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数 <u>/平日における1日平均入院患者数</u> ⑤ 当該病棟における土日祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数数/土日祝日における1日平均入院患者数 ⑥ ⑤/④ (8割以上) %							
250	A315 精神科地域包 括ケア病棟入院料 (下線部が変更箇 所)	初 医 在 検 画 像 診 断 種別	薬 射 ハ 神 置 術 射 理 の							
		X	X \(\triangle \) \(\tr							
268	左段上から3行目	社会保険料等・・・	社会保険 診療 等・・・							
270	右段下から4行目	前回届け出た時点と比較して、別表 7 (→ポイント P743 参照)の対象となる <u>3 か月</u> の「対象職員の給与総」、「外 来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定され る・・・	前回届け出た時点と比較して、別表 7 (→ポイント P743 参照)の対象となる 12 か月の「対象職員の給与総」 <u>並</u> びに別表 7 の対象となる 3 か月の「外来・在宅ベースア ップ評価料 (I) により算定される・・・							
273	右段下から 10 行 目	前回届け出た時点と比較して、別表 7 (➡ポイント P743 参照)の対象となる 3 か月 の「対象職員の給与総」、「外 来・在宅ベースアップ評価料 (I)により算定され る・・・	3 前回届け出た時点と比較して、別表7 (➡ポイントP743							
293 ■	上から 24 行目	手術、麻酔、放射線治療 <u>病理診断、その他(ベース</u> <u>アップ評価料等)</u> に規定する点数	手術、麻酔、放射線治療に規定する点数							
318	下から 2 枠目「そ の他」の外来・在 宅ベースアップ評 価料 (I)(II) の「短期入所療養 介護」等欄	<u>-</u> -								

319	「基本診療料」欄	医 通則の3 外来感染対策向上加算	0					
	の通則の 3~6 枠	 	<u>Q</u>					
	を右に差し替え	萱 通則の4 連携強化加算						
		理 通則の 5 サーベイランス強化加算	0					
		等 通則の6 抗菌薬適正使用体制加算	0					
335	上から 11 行目	(3) 食事療養、生活療養、保険外併用療養費の内容及	(3) 食事療養、生活療養、保険外併用療養費、別に厚生					
		U···	<u>労働大臣が定める事項</u> の内容及び・・・					
353	上から 16 行目	する必要がある。	する必要がある。保険薬局にあっては、要件を満たす病					
			院又は診療所の医師又は歯科医師から交付された処方箋					
353	上から 18 行目	適切な範囲の額と し、 当該プログラム医療機器の・・・	<u>に基づきプログラム医療機器を支給するものである。</u> 適切な範囲の額と する。保険医療機関においては、 当該					
303	工》19 19 11 日	適別な単四の領と	週904単四の銀と する。休保区が保険においては、 当該 プログラム医療機器の・・・					
353 ■	下から 15 行目の 次に右を挿入 (以降 (6) ~ (8) を (7) ~ (9) とする)	付する場合は、患者の希望する薬局において当該プ	 提供は医療機関において行うものとする。また、処方箋を交 ログラム医療機器の支給が可能であるか事前に確認する。 収することは認められるが、薬局においても特別の料金を					
354	上から 12 行目	行われるものに限られる。	行われるもの 又は要件を満たす保険医療機関の医師若しくは歯科医師から交付された処方箋に基づき間歇スキャン式持続血糖測定器を支給する保険薬局において行われるもの に限られる。					
354 ■	下から 21 行目の 次に右を挿入 (以降 (6) ~ (8) を (7) ~ (9) とする)	付する場合は、患者の希望する薬局において当該間	上 是供は医療機関において行うものとする。また、処方箋を交 歇スキャン式持続血糖測定器の支給が可能であるか事前に の料金を徴収することは認められるが、薬局においても特 のとする。					
376	右枠下から3枠目							
	の下に右を挿入		2 状態(救急医療管理加					
	(820101048 の 下)		酸素投与後の場合にお ※ ※					
	1')	けるFiO2の値	旦 (70)					
379	右枠下から4枠目							
	の下に右を挿入	呼吸不全で重篤な	2.状態(救急医療管理加					
	,		て、酸素投与後の場合にお ※					
	(820101054 の	842100117 算2) であって、	酸素投与後の場合にお ※					
	(820101054 の 下)	842100117 算2)であって、 けるFiO2の値						
202	下)							
383	下) 右枠下から 5, 3,	けるFiO2の値	直 (%)					
383 =	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、							
	下) 右枠下から 5, 3,	けるFiO2の値	直 (%)					
■ 384 ~	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、 エ、オ、カ)	けるFiO2の値 (特定感染症 入院医療管理 加算)	(特定感染症 患者療養環境特別 加算)					
384 ~ 387	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、 エ、オ、カ)	けるFiO2の値	直 (%)					
384 ~ 387	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、 エ、オ、カ) 右のすべての枠内	けるFiO2の値 (特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算)	(特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算)					
384 ~ 387	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、 エ、オ、カ)	けるFiO2の値 (特定感染症 入院医療管理 加算)	(特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算) [料を 830100818					
384 ~ 387 — 400	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、 エ、オ、カ) 右のすべての枠内 上から 3 枠目 (項番 196) を削 除 (ダブり記載の	(特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) 196 C 在宅療養指導管理 第定した保険医療機関以外の医療機関において在宅療養指理料を算定する場合)	(特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算) 退院日に在宅療養指導管 理料を 選院日に在宅療養指導管 理料を算定した保険医療機関以外で算定する理由 (在宅療養指導管理料)					
384 ~ 387 - 400	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、エ、オ、カ) 右のすべての枠内 上から 3 枠目 (項番 196) を削除 (ダブり記載の削除) 下から 1 行目 下から 1 行目 下が 3 枠目 で項番 382 の記載	(特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) 196 C 在宅療養指導管理 導管理料 第管理料 第管理料 第定した保険医療機関以外の医療機関において在宅療養指理料を算定する場合) 第定理由を記載すること。	(特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算) [科を 830100818					
384 ~ 387 400 423 424	下) 右枠下から 5, 3, 2, 1 枠目 (イ、エ、オ、カ) 右のすべての枠内 上から 3 枠目 (項番 196) を削除 (ダブり記載の削除) 下から 1 行目 下から 1 行目、及	(特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) (特定感染症 入院医療管理 加算) 196	(特定感染症 患者療養環境特別 加算) (特定感染症 患者療養環境特別 加算) 2時を 830100818 3時 3時 (項番 375) と同様。					

105	75.75 tot 00 0 14.11	1									
425 ■	項番 401 の 3 枠目 (852100008) を 削除し右に差し替	401 I 0	通鎮・在宅 精神療法	診療に要した時間に応して、選択して記載するこ		5分を超え10分未満 (通院・在宅精神療法)	*				
	別所し石に左し督え			と。 ただし、30分又は60分	820101310	10 分以上 20 分未満(通 院・在宅精神療法)	*				
				を超える診療を行った場合であって、当該診療に	020101011	20 分以上 30 分未満(通 院・在宅精神療法)	*				
		要した時間が明確でない 場合には、当該診療に要 した時間が30分又は60 分を超えたことが明らか であると判断される精神 療法を行った場合に限				30 分以上 40 分未満 (通 院・在宅精神療法)	*				
						40 分以上 50 分未満 (通 院・在宅精神療法)	*				
						50 分以上 60 分未満 (通 院・在宅精神療法)	*				
			り、「30 分超」又は「60 分超」と記載しても差し			30 分超 (通院・在宅精 神療法)	*				
				支えない。	820101316	60 分超 (通院・在宅精 神療法)	*				
435	項番 503		•		•		l l				
•		複数回の切除を要した 複数回の切除を要した 根拠となる画像所見及 び医学的な理由(腹腔 鎌下 肝切除術);***** 830100921 複数回の切除を要した 根拠となる画像所見及 び医学的な理由 (肝切除術); ******									
536	算定構造表を、【別紀	紙A】に差し替	える	<u>, </u>							
537	介護予防居宅療養管	理指導サービス	スコード表を、【別細	₹B】に差し替える							
538	居宅療養管理指導サ										
617	上から 12 行目	れることとな	:る。	, ,	められること						
621	下から4行目の次 に右を追加する。	(18) 医科点数 された。	表に新設された「そ	その他(看護職員処遇改善語	平価料、入院ベー	-スアップ評価料)」が算定でき	ることと				
635	上段の表の上から 2つ目の枠	短期滞在手	術等基本料 短	期滞在手術等基本料 1	短期滞在手術	等基本料 <u>なし</u>					
635	上段の表の下から 2つ目の上に右を 追加する。	70	の他看	2節 病理診断・判断料 護職員処遇改善加算、入院 で算定可	ベースアップ評	<u>面料</u>					
667 ■	上から 18 行目	外来・在宅へが・・・	ースアップ評価料		外来・在宅ベー に限る)が・・	スアップ評価料(Ⅱ)(いずれ ÷ ・	5 再診時				
672	上から1行目	外来・在宅へを除く。)	ースアップ評価料	(Ⅱ) (再診時に限る。)		スアップ評価料(Ⅱ)(いずれ ₹	5 再診時				

■ を除く。) に限る。)を除く。) に限る。)を除く。) 最新の正誤表については、保団連 HP(https://hodanren.doc-net.or.jp/)でも紹介しておりますので、ご確認下さい。 「足」

保団連正誤表

検索 et.or.jp/

https://hodanren.doc-net.or.jp/

【別紙A】

算定構造表

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費共通

	设日红旧守兵	八吱 1 例后 七凉 艮	, _— — , — , — , — , — , — , — , — , — , — 				•	
	基本部分			注 特別地域居宅療養 管理指導加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算		
	(1) 居宅療養管理指導費(I) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (515単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合						
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設人居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(446単位) (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (299単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (287単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)						
	(1) 単一建物居住者1人に対し							
ロ 歯科医師が行う場合	(2) 単一建物居住者2人以上9			. 45 /400	1.10 (100	. 5 /100		
(月2回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(<u>487</u> 単位)		+15/100	+10/100	+5/100		
/、薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度) (2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(441単位) (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (566単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位) (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (518単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (46単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅 の利用者又は居住系施設入居者等に対 して、当該薬剤の使用に関する必要な薬 学的管理指導を行った場合 +100単位				注 医療用底薬持続注 射療法加菓 土250単位	注 在空中心静脈栄養 法加莫 土150単位
管理栄養士が行う場合	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (545単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)						
- 管理宋兼工が行う場合 (月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	 (一)単一建物居住者1人に対して行う場合 (525単位) (二)単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (467単位) (三)(一)及び(二)以外の場合 (424単位) 		+15/100	+10/100	+5/100		
	(1) 単一建物居住者1人に対し							
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (日4回を限度)	(2) 単一建物居住者2人以上9							
(月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(326単位)						
		(<u>295</u> 単位)	I					

【別紙B】

6 サービスコード表

(1) 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サート	ジスコード	サービス内容略称 算定項目									合成	算定
種類	項目	2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	, <u>.</u>			単位数	単位					
34	1111	予防医師居宅療養 I 1	イ 医師が行 場合	(1)介護予防居	字療養管	理指導費(I)	(一)単-)場合	515 単位	515	1回につき
34	1113	予防医師居宅療養 I 2	(月2回限度)	((2)以外)	D.M. 24. L			- 建物居住者が2人以		487 単位	487	
34	1115	予防医師居宅療養 I 3	1	(-, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,				(三)(一)及び(二)以外の場合		446 単位	446	
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ1	1	(2)介護予防居			(一) 畄-	(一) 単一建物早住老が1人の場合		299 単位	299	
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ2	1	(Ⅱ)(在宅時間 定する場合)	医学総合	管理料等を算	7	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			287	
34	1116	予防医師居宅療養Ⅱ3		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,) 及び(二) 以外の場合		287 単位	260	
34	2111	予防歯科医師居宅療養 I	ロ 歯科医師が行う場	(1) 単一建物原	ま件者が ・	1人の場合	N=/\	/ X C (— / X /) C / X / C / X / C	-	517 単位	517	
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ	合 (月2回限度)		2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位				487			
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ			3) (1)及び(2)以外の場合 441 単位				441			
34	1221	予防薬剤師居宅療養 I 1	ハ 薬剤師が行 場合	(1)医療機関の	1)医療機関の (一) 単一建物民住者が1人の場合				566			
34	1222	予防薬剤師居宅療養 I 1·特薬		楽剤師の場合 (月2回限度)	料剤師の場合				666			
34	1251	予防薬剤師居宅療養 I 2			(二)道	道一建物居住	主者が2人」	以上9人以下の場合			417	
34	1252	予防薬剤師居宅療養 I 2·特薬						417 単位	特別な薬剤の場合 +	100 単位	517	
34	1271	予防薬剤師居宅療養 I 3			(三)(一)及び(二))以外の場				380	
34	1272	予防薬剤師居宅療養 I 3·特薬			' '			- 380 単位	特別な薬剤の場合 +	100 単位	480	
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1	1	(2)薬局の薬剤				患者·中心静脈栄養		, ,	518	
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬		師の場合	居任名 場合		51. 日本・林楽) 日本 1.00 日	主射剤使用患者以外 1回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	618	
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2				t	がん末期の	患者·中心静脈栄養			518	
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬			5		息有•琳樂》 含(月8回阻	主射剤使用患者の場 (度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	618	
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3			(二) 単	単一建物 だ		患者・中心静脈栄養			379	
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬				以下の場の		主射剤使用患者以外 1回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	479	
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4			合	t	げん末期の	患者·中心静脈栄養			379	
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬			3		思有"麻柴》 含(月8回阻	主射剤使用患者の場 (度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	479	
34	1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5				一) 及び た	がん末期の	患者・中心静脈栄養			342	
34	1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬			合		51百・麻楽》 り場合(月4	主射剤使用患者以外 1回限度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	442	
34	1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6						患者・中心静脈栄養			342	
34	1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬			3		1916年11年第2月	主射剤使用患者の場 (度)	特別な薬剤の場合 +	100 単位	442	
34	1257	予防薬剤師居宅療養Ⅱ7			(四)情	報通信機器を	肝いて行う	在宅の利用者に対	して行う場合(月4回限原		46	
34	1258	予防薬剤師居宅療養Ⅱ8			場合	4	6 単位	注射による麻薬の投与を	受けている患者に対して行う場	合(月8回限度)	46	
34	1131	予防管理栄養士居宅療養 I 1	二 管理栄養士が行う場合			とが医師の指 栄養管理に保	玄 (一) 単-	-建物居住者が1人の)場合	545 単位	545	
34	1132	予防管理栄養士居宅療養 I 2	物口	理指導事業	る情報提供	共及び指導又		-建物居住者が2人じ	人上9人以下の場合	487 単位	487	
34	1133	予防管理栄養士居宅療養 I 3		養士が行っ	助言を行っ (月2回限)	隻))及び(二)以外の場	슼	444 単位	444	
34	1151	予防管理栄養士居宅療養 I 4		た場合		学管理を行 [。] 師の特別の	つ (一) 単-	ー建物居住者が1人の)場合	545 単位	545	
34	1152	予防管理栄養士居宅療養 I 5			指示があ	った場合	(二) 単-	- 建物居住者が2人以	人上9人以下の場合	487 単位	487	
34	1153	予防管理栄養士居宅療養 I 6			(月2回限		(三) (一)及び(二)以外の場		444 単位	444	
34	1134	予防管理栄養士居宅療養 Ⅱ 1]			とが医師の指 栄養管理に保	(一) 単-	-建物居住者が1人の)場合	525 単位	525	
34	1135	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ2]	理指導事業		大 及び指導又	2	-建物居住者が2人以	人上9人以下の場合	467 単位	467	
34	1136	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ3	1	別以外の官	(月2回限)	隻))及び(二)以外の場合	슼	424 単位	424	
34	1154	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ4	1	行った提合		学管理を行 [.] 師の特別の	つ (一) 単-	-建物居住者が1人 <i>0</i>)場合	525 単位	525	
34	1155	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ5			指示があ	った場合	(二)単	- 建物居住者が2人じ	人上9人以下の場合	467 単位	467	
34	1156	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ6	L 151/45 L 1 M5 1 0 1 =		1月2回限	(度)	(三) (一)及び(二)以外の場	<u> </u>	424 単位	424	
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養 I	ホ 歯科衛生士等が行 う場合	がん末期の患 の場合	有以外	(1) 単一建物	物居住者が	「1人の場合		362 単位	362	
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(月4回限度)		(2) 単一建物	物居住者が	「2人以上9人以下の生	易合	326 単位	326	
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ		187 ++n +-	本の垣	(3)(1)及び	(2)以外の	場合		295 単位	295	
34	1281	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅳ	4	がん末期の患 合	有の場	(1) 単一建物	物居住者か	「1人の場合		362 単位	362	
34	1282	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅴ		(月6回限度)		(2) 単一建物	物居住者が	2人以上9人以下の生	易合	326 単位	326	
34	1283	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅵ	41=111/2			(3)(1)及び	(2)以外の	場合		295 単位	295	
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防					所定単				
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等におい					所定単		算		
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住				II A C T T	所定単				
34	8121	予防医療用麻薬持続注射療法加算						[定可((2)(四)を除く	200 =	位加算	250	
34	8122	2 予防在宅中心静脈栄養法加算 在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く)) 150 単位加算									150	

【別紙C】

(2) 居宅療養管理指導サービスコード表

サーヒ	 	サービス内容略称		算定項目						合成	算定		
種類	項目								単位数	単位			
31	1111	医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管	理指導費	:()	(一)単一建物居住	(一)単一建物居住者が1人の場合 515 単位		5 単位	515	1回につき	
31	1113	医師居宅療養管理指導 2	(万2四尺及)	((2)以外)			(二)単一建物居住	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 487 単位		7 単位	487		
31	1115	医師居宅療養管理指導 3						(三)(一)及び(二)以外の場合 446 単位			6 単位	446	
31	1112	医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管 医学総合管理			(一)単一建物居住者が1人の場合 299 単位		9 単位	299			
31	1114	医師居宅療養管理指導 2		区于地口自生	11 T C #	AE 9 50 200 CI)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 287 単位			7 単位	287		
31	1116	医師居宅療養管理指導 3					(三)(一)及び(二))以外の場合		26	0 単位	260	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合	(1)単一建物居	住者が1.	人の場合				51	7 単位	517	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導	(月2回限度)	(2)単一建物居	住者が2.	人以上9人以	(下の場合			48	7 単位	487	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導			3)(1)及び(2)以外の場合 441 単位				441				
31	1221	薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の 薬剤師の場合			566						
31	1222	薬剤師居宅療養 1·特薬		(月2回限度)			56	66 単位	特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	666	
31	1251	薬剤師居宅療養 2			(二)単	4一建物居住	者が2人以上9人以	下の場合				417	
31	1252	薬剤師居宅療養 2・特薬					41	17 単位	特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	517	
31	1244	薬剤師居宅療養 3			(≡)(一)及び(二)	以外の場合					380	
31	1245	薬剤師居宅療養 3.特薬		(A)#E = = ***-	,	4 7±1-			特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	480	
31	1223	薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤 師の場合			バん末期の患者・中心 患者・麻薬注射剤使用					518	
31	1224	薬剤師居宅療養 1·特薬			場合	(D場合(月4回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	618	
31	1255	薬剤師居宅療養 2					がん末期の患者・中心 患者・麻薬注射剤使用					518	
31	1256	薬剤師居宅療養 2・特薬				518 単位 含	合(月8回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	618	
31	1225	薬剤師居宅療養 3					がん末期の患者·中心 見者・麻薬注射剤使用					379	
31	1226	薬剤師居宅療養 3.特薬				以下の場の	D場合(月4回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	479	
31	1253	薬剤師居宅療養 4			合		がん末期の患者·中心 見者・麻薬注射剤使用					379	
31	1254	薬剤師居宅療養 4·特薬				879 単位 1	合(月8回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	479	
31	1246	薬剤師居宅療養 5					がん末期の患者・中心 患者・麻薬注射剤使用					342	
31	1247	薬剤師居宅療養 5·特薬			合	(D場合(月4回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	442	
31	1248	薬剤師居宅療養 6					バん末期の患者·中心 患者・麻薬注射剤使用					342	
31	1249	薬剤師居宅療養 6·特薬			3		合(月8回限度)		特別な薬剤の均	場合 + 10	0 単位	442	
31	1257	薬剤師居宅療養 7				報通信機器を	用いて行う 在宅の	利用者に対し	て行う場合(月	4回限度)		46	
31	1258	薬剤師居宅療養 8	- 笠田光美工がにこ	(4) W = * + P = 1	場合	4 が医師の指		る麻薬の投与を	受けている患者に対	付して行う場合(月	8回限度)	46	
31	1131	管理栄養士居宅療養 1	二 管理栄養士が行う 場合	居宅療養管	に基づき栄	養管理に係る	(一)単一建物店任	主者が1人の均	帚合	54	5 単位	545	
31	1132	管理栄養士居宅療養 2			情報提供及 言を行った	とび指導又はE 場合	(二)単一建物居住	主者が2人以」	-9人以下の場	合 48	7 単位	487	
31	1133	管理栄養士居宅療養 3		養士が行っ	月2回限	g) 学管理を行:	(三)(一)及び(二))以外の場合			4 単位	444	
31	1151	管理栄養士居宅療養 4				子自珪を行う		主者が1人の均	릚 合	54	5 単位	545	
31	1152	管理栄養士居宅療養 5			示があった (月2回限		(二)単一建物居住	主者が2人以」	59人以下の場	合 48	7 単位	487	
31	1153	管理栄養士居宅療養 6				が医師の指	(三)(一)及び(二)				4 単位	444	
31	1134	管理栄養士居宅療養 1		居宅療養管	に基づき栄	養管理に係る	(一)単一建物店任				5 単位	525	
31	1135	管理栄養士居宅療養 2			言を行った		(—) — E10/61		9人以下の場		7 単位	467	
31	1136	管理栄養士居宅療養 3		理栄養士が	(月2回限) 計画的医	_{度)} 学管理を行:	(三)(一)及び(二)				4 単位	424	
31	1154	管理栄養士居宅療養 4		11 7 12-150 口	ている医師	市の特別の打	(一)单一建物店任				5 単位	525	
31	1155	管理栄養士居宅療養 5			示があった (月2回限		(二)単一建物居住		<u> 9人以下の場</u>		7 単位	467	
31	1156	管理栄養士居宅療養 6	ホ 歯科衛生士等が行			1	(三)(一)及び(二)	,			4 単位	424	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養 歯科衛生士等居宅療養	う場合	の場合	H-2V/I.	, ,	居住者が1人の場合				2 単位	362	
31				(月4回限度)			居住者が2人以上9	人以下の場合	ì		6 単位	326	
31		歯科衛生士等居宅療養		がん末期の患	者の場)以外の場合				5 単位	295	
31		歯科衛生士等居宅療養		合			居住者が1人の場合				2 単位	362	
31		歯科衛生士等居宅療養 歯科衛生士等民宅療養		(月6回限度)			1居住者が2人以上9	人以下の場合	î		6 単位	326	
31	0000	歯科衛生士等居宅療養 ************************************	特別地域居宅療養管			(3)(1)及び(2)以外の場合		L#h.o. 15°		5 単位	295	
-		特別地域居宅療養居宅管理指導加算 民宅療養小規模事業系物第			折加管				対数の 15%	加算	-		
31	8100 8110	居宅療養小規模事業所加算 民宅療養中小開地域等提供加算	中山間地域等におけ			出加質			対数の 10%	加算	-		
31	8121	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算						252				
31		薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(八を算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く)) 250 単位加算 在宅中心静脈栄養法加算(八を算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く)) 150 単位加算						250				
31	0122	薬剤師在宅中心静脈栄養法加算	エーロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・	ロルドナ (ハモギル	_ , U*70 [4ツツ开たり	((*)(H)(M)())		150	単位加算		150	